

(案)

新旧対照表

財政局

| 現 行  | 改 正  |
|--|--|
| <p data-bbox="277 365 670 405"><b>地質調査業務共通仕様書</b></p> <p data-bbox="582 436 805 512">平成4年5月制 定<br/>平成28年8月改 正</p> <p data-bbox="142 526 312 560">第101条 適用</p> <p data-bbox="142 703 389 736">第104条 業務の着手</p> <p data-bbox="142 748 802 1095">受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等（横浜市の休日</p> <p data-bbox="142 1153 389 1187">第108条 主任技術者</p> <p data-bbox="142 1198 802 1635">3 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（別表参照）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p data-bbox="142 1693 592 1727">第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p data-bbox="142 1738 802 2038">2（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技</p> | <p data-bbox="960 365 1353 405"><b>地質調査業務共通仕様書</b></p> <p data-bbox="1265 436 1489 512">平成4年5月制 定<br/>令和2年8月改 正</p> <p data-bbox="828 526 999 560">第101条 適用</p> <p data-bbox="828 571 1461 647">5 法律、規則、基準、要綱、要領、指針、通知等は、契約時点でその名の最新のものを適用する。</p> <p data-bbox="828 703 1075 736">第104条 業務の着手</p> <p data-bbox="828 748 1489 1095">受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等（横浜市の休日</p> <p data-bbox="828 1153 1075 1187">第108条 主任技術者</p> <p data-bbox="828 1198 1489 1680">3 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<del>建設一般並びに</del>土質及び基礎、又は<del>応用理学一般及び</del>地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（別表参照）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p data-bbox="828 1738 1272 1771">第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p data-bbox="828 1783 1489 2038">2（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<del>建設一般並びに</del>土質及び基礎、又は<del>応用理学一般及</del>び地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部</p> |

術者（別表参照）であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

#### 第111条 提出書類

3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

#### 第112条 打合せ等

5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

#### 第113条 委託業務計画書

2(11) その他

(2)実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

#### 第118条 成果品の提出

4 受託者は、成果品を「設計業務等の電子納品要領（案）【土木編】（横浜市 平成22年2月）」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】（横浜市 平成23年

門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（別表参照）であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

#### 第111条 提出書類

3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

#### 第112条 打合せ等

5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※「ウィークリースタンス」に努める。

~~※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。~~

#### 第113条 委託業務計画書

2(11) その他

(2)実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第1387条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

#### 第118条 成果品の提出

4 受託者は、成果品を「横浜市の電子納品要領・基準等」に基づいて作成し、~~「設計業務等の電子納品要領（案）【土木編】（横浜市 平成22年2月）」及び設計図書に基づき~~電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納

6月)」を参考にするものとする。

#### 第120条 検査

##### 3(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。

#### 第121条 修補

2 検査員は、検査に合格しないと認めた場合には総括監督員に通知し、総括監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

3 受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。

なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

#### 第122条 条件変更等

1 監督員が受託者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正(以下「地質・土質調査業務の変更」という。)の指示を行う場合は、監督員指示書によるものとする。

2(2) 天災、その他の不可抗力による損害

#### 第127条 受託者の賠償責任

~~品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。~~

5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたいうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

#### 第120条 検査

##### 3(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「横浜市の電子納品要領・基準等」~~「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」~~を参考にするものとする。

#### 第121条 修補

2 検査員は、検査に合格しないと認めた場合には~~総括~~監督員に通知し、~~総括~~監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。~~受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。~~

~~なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。~~

4 委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

#### 第122条 条件変更等

1 監督員が受託者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正(以下「地質・土質調査業務の変更」という。)の指示を行う場合は、~~監督員~~指示書によるものとする。

2(2) 天災、疫病、その他の不可抗力による損害

#### 第127条 受託者の賠償責任等

(2) 契約約款第38条に規定する~~瑕疵~~契約不適合責任に係る損害

(2) 契約約款第 38 条に規定する瑕疵責任に係る損害

第 132 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 133 条 安全等の確保

1 (1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課 平成 21 年 3 月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受託者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達 昭和 62 年 3 月 30 日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。

5 (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示 令和元年 9 月 2 日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

別表

2 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、地質調査に係る業務に関し、15 年以上の実務の経験を有する者

3 社団法人全国地質調査業協会連合会が実施する地質調査技士資格検定試験に合格した者

4 その他、特記仕様書で規定する者

第 201 条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわ

第 132 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 133 条 安全等の確保

1 (1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課 平成 21 年 3 月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受託者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達 昭和 62 年 3 月 30 日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。

5 (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示 令和元年 9 月 2 日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

別表

2 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、地質調査に係る業務に関し、15 年以上の実務の経験を有する者

3 社団法人全国地質調査業協会連合会が実施する地質調査技士資格検定試験に合格した者

4 その他、特記仕様書で規定する者

第 201 条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試

せて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

#### 第204条 成果品

(3) 採取したコアは、標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1mごと又は土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。

#### 第403条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び「電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】（横浜市 平成25年6月）」に従って整理し、提出するものとする。

#### 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

### 第5章 原位置試験

#### 第1節 孔内水平載荷試験

#### 第802条 業務内容

##### 7 報告書作成

#### 第804条 業務内容

##### 7 報告書作成

第802条第7項に準じるものとする。

料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

#### 第204条 成果品

(3) 採取したコアは、標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1mごと又は土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。

#### 第403条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び「~~電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】（横浜市 平成25年6月）~~」**「横浜市の電子納品要領・基準等」**に従って整理し、提出するものとする。

#### 第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

### 第5章 原位置試験

#### 第1節 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）

#### 第802条 業務内容

##### 7 照査

計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

##### 8 報告書作成

#### 第804条 業務内容

##### 7 報告書作成

第802条第7、8項に準じるものとする。